

京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年8月12日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 31 号

京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「子ども医療費受給者証交付申請書」を「子ども医療費・京都市子ども医療費受給者証交付申請書」に改め、「の各号」を削る。

第3条第1項中「（第2号様式）」の右に「及び京都市子ども医療費受給者証（第2号様式の2）」を加える。

第4条中「子ども医療費受給者証交付申請却下通知書」を「子ども医療費・京都市子ども医療費受給者証交付申請却下通知書」に改める。

第5条第1項中「子ども医療費受給者証再交付申請書」を「子ども医療費・京都市子ども医療費受給者証再交付申請書」に改める。

第1号様式注以外の部分中「子ども医療費受給者証交付申請書」を

「
子 ども
京 都 市

も 医 療 費
子 ども 医 療 費

受給者証交付申請書 に、「あて先」を「宛先」に改める。

第2号様式中

	男・女
年 月 日	

を

年 月 日	

に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 印は、これに代えて男女の別を記載すること。

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式の2(第3条関係)

(表面)

子		京都市子ども医療費受給者証					
入院外		年 月未まで有効					
負担者番号							
受給者番号							
子 ど も	居住地						
	氏名						
	生年月日			年	月	日	
有効期間				年	月	日	から 年 月 日 まで
発行機関及び印							
交付年月日				年	月	日	

備考 印は、これに代えて男女の別を記載すること。

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この証は、子ども医療費の一部の支給を受ける権利を証するものですから、大切に保管してください。
- 2 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「3歳以上の者」という。)が、京都府の区域内の保険医療機関等から入院外の診療(京都市学童歯対策事業に係る歯科診療を含む。)を受ける場合は被保険者証、加入者証又は組合員証に添えてこの証を、入院及びその療養に伴う世話その他の看護又は指定訪問看護事業者による訪問看護を受ける場合はもう一方の証(子ども医療費受給者証)を必ず窓口等に提出してください。

なお、京都府の区域外の保険医療機関等から診療を受けた場合その他やむを得ない事情によりこの証を提出しないで診療を受けた場合は、子ども医療費の一部の支給を市長に申請することができます。
- 3 この証で診療を受けたときは、保険医療機関等ごとに、次の一部負担金を支払ってください。

入院外の診療	1月につき	合計3,000円以内
--------	-------	------------

また、3歳以上の者が受けた入院外の診療又は訪問看護について保険医療機関等に支払った自己負担金の額が1月につき3,000円を超えたときは、子ども医療費の一部の支給を市長に申請することができます。
- 4 氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内に、この証を添えてその旨を市長に届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内にその旨を市長に届け出てください。
- 6 この証が破れたり、汚れたり、紛失したりしたときは、再交付を受けてください。
- 7 有効期間を経過したとき、又は資格がなくなったときは、この証を使用することはできませんから、直ちに市長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用したときは、支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返していただくほか、刑法により罰せられることがあります。
- 9 往診の際の車代、薬の容器代、個室専用料等保険の給付外であるものは、子ども医療費の支給対象とはならないので、御承知ください。

第3号様式注及び備考以外の部分中「子ども医療費受給者証交付申請却下通

知書」を「
子ども医療費
京都市子ども医療費
受給者証交付申請却下通知書」に改める。

第4号様式注以外の部分中「子ども医療費受給者証再交付申請書」を

も医療費
子ども医療費
受給者証再交付申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「受給者証

の」を「
子ども医療費
京都市子ども医療費
受給者証の」に改める。

第5号様式注以外の部分，第6号様式注以外の部分及び第7号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は，平成25年9月1日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

(準備行為)

2 受給者証の交付その他これを交付するために必要な準備行為は，この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 この規則による改正後の京都市子ども医療費支給条例施行規則の規定は，この規則の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し，同日前に受けた医療に係る医療費については，なお従前の例による。

(経過措置)

4 従前の様式による用紙は，市長が認めるものに限り，当分の間，これを使用することができる。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)